

議案第14号

鶴ヶ島市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市入学準備金貸付条例（平成7年条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月22日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

民法の一部改正に伴い、成年年齢が引下げられたため、連帯保証人の年齢要件の引下げをしたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市入学準備金貸付条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号及び第2項中「満20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。